

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフクラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	273-0137 千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	平成30年 1月17日 ~ 平成 30年 3月 30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	学校法人 田久保学園 みのりつくしこども園 ガッコウハウジン タクボガクエン ミノリツクシコドモエン		
所 在 地	〒275-0017 千葉県習志野市藤崎6-6-13		
交通手段	京成大久保駅 徒歩11分		
電 話	047-411-5206	FAX	047-411-4411
ホームページ	http://tks.mnr.ed.jp		
経 営 法 人	学校法人 田久保学園		
開設年月日	2017年4月1日		
併設しているサービス	子どもセンター「みのりっこ広場」		

(2) サービス内容

対象地域	習志野市内							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	12	15	15	41	41	41	165	
敷地面積	2982㎡			保育面積		1595.97㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育		延長保育 ○		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○	
健康管理	看護師が常勤し、園児の健康管理をしている							
食事	栄養士が考案し、徹底した衛生管理のもとでの自園給食							
利用時間	7:00~20:00							
休 日	日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)							
地域との交流	図書館交流・市民まつり・子どもセンター・地域ボランティアによる読み聞かせや人形劇・幼保小交流							
保護者会活動	三者協議会(27年度のみ)・卒業対策委員会・行事のお手伝い							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	26	19	45	
専門職員数	教諭・保育士	保育補助	看護師	
	30	6	1	
	栄養士	調理師	調理補助	
	1	1	4	
	その他専門職員			
	2			

(4) サービス利用のための情報

	長時間児	短時間児
利用申込方法	習志野市役所	みのりつくしこども園
申請窓口開設時間	8：30～17：00	8：30～17：00
申請時注意事項	習志野市内在住又は勤務	徒歩通園可能な方
サービス決定までの時間	市に問い合わせください	2日（定員を超えた場合7日間）
入所相談	習志野市役所	みのりつくしこども園
利用料金	保育料＋延長保育料＋その他用品代	保育料＋給食費＋預かり保育料＋その他用品代
食事料金	保育料に含む	給食費280円＋おやつ代20円
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	【理念】
	知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てる
	【基本方針】
	・園児の人権や一人一人の心身の発達、生活のリズム等の個人差に応じた教育・保育を行い、健康で安全に過ごすことのできる環境の中で、のびのびとした園生活をおくれるようにする。
	・園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら保育教諭と園児との信頼関係を築き、自発性や人とのかかわる力を養います。
	・基本的な生活習慣の形成を図り、園児同士や人との関りを通して豊かな心情や思いやりの気持ちを育てます。
	・園児の成長や教育・保育について保護者との情報交換等により総合理解、連携を図ります。
	・園児の豊かな生活体験が得られるよう、地域資源の活用を図ります。

特徴	公立幼稚園の教育を引継ぎながら、学校法人田久保学園が長年行っているオープン保育や論語などを取り入れています。
利用（希望）者へのPR	教育、保育の一体化と異年齢の交流がこども園の良さです。本園では明るく元気で、よく考え工夫し、思いやりのあるやさしい子どもに育ってくれるよう職員が、一丸となって子どもたちの成長のお手伝いをしています。そして、子どもたちの安全な保育を第一に保護者の方に安心していただけるよう努めております。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1、園舎は明るく、広々として子どもたちが過ごしやすい環境です。
園庭にはセンダン・ケヤキの大木があり、夏の日差しから子どもたちを守ってくれます。玄関ホール・遊戯室・2階の絵本コーナーも広々として使いやすく、2階にはプールを設置できるベランダが2か所あり、お湯のシャワーも出ます。従来の園舎と新園舎があり、新館はトイレ・水道など使い勝手もよく、こどもセンターも併設されています。0歳児は2階ですが、乳母車ごと乗れるエレベーターもあり、気軽に戸外など移動できます。
2、保育教諭の穏やかな言葉かけで、子どもたちは落ち着いてゆったりと過ごしています。
0, 1, 2歳児の給食・おやつは、時間で子どもたちを急がせない対応で、給食から午睡、また午睡からおやつへの活動が子ども一人ひとりのリズムを大切にされた保育で、ゆったりとした時間が流れています。3, 4, 5歳児の給食はクラスで配膳され、食べ終わると絵本コーナーで本を読んだり、ブロックで遊んだり個々が好きな遊びを楽しんでいます。
3、子どもたちは地域の中で育つという理念のもと、多様な取り組みが行われています。
地域の小学校・保育園の子どもと一緒に遊んだり、小学校のプールで泳いだり、マラソン大会の応援に行くなど交流を深めています。毎月、園内で地域のボランティアによる読み聞かせが行われるほか、4, 5歳児は定期的に図書館のお話会に出かけ、各自好きな絵本を借りてくるなど、地域の中で様々な交流をし、子どもの生活体験を広げる良い機会になっています。
4、教育・保育目標の達成に向けて、主体的な遊びを大事にする活動や色々な戸外遊びが行われています。
「明るく元気で、よく考え工夫し、思いやりのあるやさしい子ども」に育ててほしいとの願いから多様な活動の場が用意されています。毎月園外保育に出かけ折々の自然で季節を感じ、園庭ではドッジボールや鬼ごっこ、縄跳び、夏は泥んこ遊び、冬は雪遊びや凧揚げなどで遊びながら、身体機能を高め、協調性や自己コントロール力などの社会性を育てています。また、主体的な遊びを大事にし、子どもが考えながら工夫し作りあげていく時間が保障されています。
さらに取り組みが望まれるところ
1、円滑な園運営にさらに力を入れて取り組まれることが望めます。
こども園に移行して1年目のため、組織運営がまだ、十分に機能していません。管理者と職員のコミュニケーション不足から来る、意識のずれが各所で見受けられました。園運営にかかわる事項は職員会議の議題に取り上げ話し合い、決まったことは守ることが肝要です。 就労時間については変形労働時間の理解・納得がされていません。意向調査を実施し職員が安心して働ける環境づくりが望めます。教育理念、方針についても職員間で共通理解を深め、次年度に向けて力を入れて取り組まれることが望めます。
2、長時間児は保育教諭や保育室が時間帯により替わるため、安心してくつろげる環境づくりが望めます。
保護者の就労状況や生活形態の違いで在園時間が異なる園児が在籍していることにより、様々な配慮が必要となります。長時間児は1日の中で複数の保育者が時間帯によって担当しています。特に夕方のお迎え時間帯は、序々に園児が少なくなりますので、家庭的で温かい雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った保育ができる環境が望めます。
(評価を受けて、受審事業者の取り組み) 初めての第三者評価ということで、大変神経を使いました。 平成29年4月1日スタートであると同時に、幼稚園跡の引継ぎで乳児に対する保育体制・環境作り又職員に対する職務体制など厳しいご指摘、細かいところのご指示、ご意見のご指導を真摯に受け止め、保育内容、保護者対応、園内管理など更に向上するよう努力したいと思っております。 ありがとうございました。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	1	2
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	1	4
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	2	1
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	1	3
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	1	4
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	2	2
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	3	1
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	2	2
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	1	2
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
	5 安全管理	子どもの健康支援	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
			29 食育の推進に努めている。	5	0
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。			3	0	
6 地域	地域子育て支援	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
計				106	23

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みのりつくしこども園、平成29年度「教育・保育計画」に保育理念として「知育・徳育・体育の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てる」とあり保育目標として「・明るく元気な子ども・やさしく思いやりのある子ども・よく考え工夫する子ども」が明記されています。 ・運営方針は園則第2条に明記され、第5条に「提供する教育・保育の内容」が具体的に示されて法人の使命や目指す方向、人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。 	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育目標が各クラスに掲示され、子どもにも分かるようにひらがなで書かれています。 ・「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」(教育課程)に理念・方針・目標が明記され、指導計画を作成、見直しの際は確認がされています。 ・期案会議で今期の反省と次期の検討、学年会議で週案作成についての話し合い、実践面の反省等が行われています。 	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会において入園案内、入園のしおりに記載された理念・方針・目標を説明されています。 ・園だよりやクラスだよりに記載し伝えるとともに、活動のスナップ写真のファイルを玄関ホールに置きいつでも見られるようにしています。 ・説明会については、アンケート結果を踏まえて丁寧な取り扱いをされることが望まれます。 	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園初年度の「教育・保育計画」が作成され、体験教育・研修・健康に関する教育、安全に関する計画、家庭・地域に関する教育等が明確にされています。 ・平成29年度事業計画が作成され、それに基づき運営がされています。 ・現状の反省からの課題は、開園初年度であり3月末に集約がされる予定です。 	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 □ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 □ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度「年間行事予定表」は平成29年3月までに実行委員会が作成し、その後職員の意見を取り入れ見直しが行われ、6月からは乳児の年間行事を追加決定し実施されています。 ・4月に3, 4, 5歳児の「クラス経営」を担当が作成し実施されています。内容はクラス目標、努力点、子どもの姿のポイントが明記されています。また、フリー職員の仕事はクラスの対応、環境整備、教材整備について明記され実施されています。 ・次年度の指導計画作成、年間の行事計画、保護者対応等については、多くの職員が参加出来る工夫と、参加出来なかった職員(パートを含む)への情報共有が出来る環境作りをされることが望まれます。 	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> □ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 □ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 □ 評価が公平に出来るように工夫をしている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の意向調査を行い、異動希望、退職の意向等が把握され職員の労働意欲向上へ取り組みがされています。 ・研修への参加は園外研修を主体に参加されています。 ・職員に関わる課題の把握は、職員会議が話しやすい場となり、意見・要望を出し合い、汲み取って一步一步改善されることが望まれます。 ・管理者は日常の教育・保育現場に足を運び、保育教諭と子どもたちの様子を見聞きして、適切な助言・指導をされることが望まれます。 ・教育・保育の質の向上に繋げるため、評価基準を公開し、結果の説明をすることが望まれます。 		
7	<p>施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 □従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則第4章に「服務規律」があり、36条に(服務規律)として具体的な規律が明記され周知されています。 ・プライバシー保護については「個人情報の取扱いについて」と「園則第25条(秘密の保持)」で周知されています。 ・園内研修のテーマに「倫理、法令遵守」を取り上げ、実施されることが期待されます。 		
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> □人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 □評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成方針については今後検討することが予定されています。 ・教育・保育計画の中に「園務分掌」が明記され職員の役割と権限が明確にされています。 ・評価基準や評価結果の説明責任等は今後の課題となっています。 ・評価基準を作成し公開すること、評価結果を丁寧に説明されることが望まれます。 		
9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 □職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職が配置され、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを毎月チェックされています。 ・要員不足を具体的に把握され新規・中途採用活動が行われています。 ・職員との話し合い、相談は通常行われ、必要事項は個人的な資料として記録されています。 ・福利厚生事業は日本私立学校振興共済事業団に加入しており、必要な事業が利用されています。 ・育児・介護休業規程を定め運用されています。 ・就労時間はシフト制で実働7.5時間で契約されていますが、社員へ内容が十分周知されていません。実働8時間(週40時間)が良いのか社員対象に意向調査が行われることが望まれます。 ・シフトは社員の労働負担の軽減を第一に組まれることが望まれ、短時間職員の採用条件に、早番、遅番勤務を明記されることが期待されます。 		
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> □中長期の人材育成計画がある。 □職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 □OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県、習志野市主催の研修へは、研修テーマを判断しキャリアに見合った職員を指名し受講しています。具体的なテーマは「子育て支援、教育・保育の質の充実」7日間で新採や初任者・上級までを対象にした研修、「障がい、発達に課題を抱える子ども」に関する研修、「園外研修」10回講座、保育所・こども園の全般に関するテーマを取り上げた研修、平成29年度幼稚園等初任者研修、4回シリーズなどがあります。 ・研修受講後「研修報告書」「研修ノート」が提出され回覧しています。個人のステップアップに繋がられています。 ・中長期の人材育成と研修体系を作成され、キャリア別に基準を示し、個別に研修計画・目標に繋がる全体像を示されることが期待されます。 ・こども園の特性を踏まえ、社員・パートが広く参加できる具体的な園運営に関わるテーマを系統立て、園内研修を実施されることが望まれます。 		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園のしおりに「児童憲章」と「児童福祉法(児童福祉の理念)」が明記され周知されています。 ・園則第2条(運営の方針)に個人の意思を尊重することが明記されています。 ・職員の言動については服務規程第1号にポイントが示されています。 ・園則第19条に「虐待の防止のための措置」に沿って対応するようになっており、習志野市との連絡体制も整っています。 		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 □利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 □職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについて(平成30年2月26日)が作成され周知されています。 ・利用目的も明示されています。 ・園児の個人情報の掲示・掲載については保護者の意向が把握されています。 ・利用者の求めに応じる開示の内容を、明記されることが望まれます。 ・個人情報に関わる書類等が多い職場であり、保管方法について点検されることが望まれます。 ・入園のしおりに明記されることが望まれます。 		
13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事(保育参観、運動会、発表会等)毎にアンケートが実施され、意見・要望については回答が園日より等で行われています。 ・今回の第三者評価にあたり保護者アンケートを実施し、残業・土曜日勤務証明書の取扱いや来年度の運動会会場は小学校運動場を手配済み等、改善がされています。 ・登降園時や各種行事等で言いやすい雰囲気を作られています。 ・個人面談は年2回実施され、相談日・相談内容等が記録されています。また意見箱が設置され投函に対する回答がされています。 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月に「苦情申出窓口について」が、保護者へ文書として周知されています。 ・マニュアルは「苦情申出窓口について」に記載されています。 ・本年は苦情の提起はありません。 ・「苦情申出窓口について」は入園のしおりに記載されることが望まれます。 		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 □自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画・月案・日案に基づいて保育実践の振り返りを行い、教育・保育の質の改善に努めています。 ・保育の質向上計画を立て、学年会・リーダー会議などで反省を話し合い、情報を共有しています。 ・開設1年目で、今年度初めて第三者評価を受審します。 ・評価結果を公開されることが望まれます。 		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 □マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育計画に基づき、乳幼児の安全確保に対する緊急対応マニュアル・保育教諭における怪我の対応マニュアル・食物アレルギー給食対応及び避難訓練・消防訓練など各種マニュアルの基本や手順が明確にされています。 ・新規採用職員研修や避難訓練など必要に応じて、マニュアルを活用しています。 ・各項目の見直しは担任が行い、取りまとめは実行委員会(園長・副園長・教務主任木村先生・明石先生)で行いました。 ・職員アンケートでマニュアル見直しへの参加は、開園初年度であり、0でしたが今後は見直しの機会には、多くの職員が参加する工夫が望まれます。 		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットやホームページに明記されています。 ・問い合わせや見学はその都度行い、利用者のニーズに合わせた説明(乳児に関する事や公立から私立への対応など)を行っています。 		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始に当たり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 □説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 □保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間児用、長時間児用、0・1・2歳児用の入園のしおりが作成され、それぞれ入園説明会を実施し、運営理念・教育及び保育理念などの説明がされています。 ・保護者アンケート結果は、保育内容などについて十分な説明がなされたかに対し、はいが57%、どちらともいえないが35%あり肯定率が低く、今後はより丁寧な説明が望まれます。 ・説明後は担当者がメモに同意の記録をしています。今後は統一した同意書による取り扱いをされることが望まれます。 		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みのりつくしこども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に、保育理念・保育方針・保育目標及び発達過程などが組み込まれて、作成されています。 ・短時間児と長時間児が在籍することから、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育てるため、家庭や地域の実態を考慮して、子どもの気持ちに重きを置いて作成されています。 ・「みのりつくしこども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画」が、作成されています。 		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みのりつくしこども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づき、年間指導計画・月案・週案・日案が作成されています。 ・3歳児未満の個別計画(個票)、配慮が必要な子どもについての個別支援計画が作成されています。 ・14時で帰る子、午睡する子の時間帯があり、長時間児は先に午睡の部屋に移動したりと、お互いの子どもの気持ちに配慮した環境構成がされています。 ・子どもの行動を認める言葉かけをしたり、オープン保育や論語を取り入れています。 ・事務室での終礼はその日の出来ごとを報告するなど、指導計画の振り返りに努めています。 ・年間指導計画は1年を通し、同じ様式で作成されることが望まれます。 		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満児用の戸外遊びの玩具が今年に入り用意されました。 ・子どもがおもちゃを自分の好きな時に取り出して遊べるようになっていました。 ・好きな遊びができる時間と場所がクラスに用意されています。 ・保育教諭は、子ども自ら行動できるような言葉かけをしています。 ・新たな玩具、遊具購入は、保育教諭の意向に沿った取扱いをされることが望まれます。 ・玩具の管理で布をかけていることが気になりました。 		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホールにはメダカやカブトムシの飼育箱が置いてあり、子どもがいつでも観察できるようになっています。カブトムシの成長過程を絵にかいて掲示したり、メダカの絵本を置いて興味や関心が広がるように配慮されています。 ・4歳児はインコ、5歳児はウサギの飼育を行っており、小動物の触れ合いを通して命の大切さや、思いやりの気持ちを育んでいます。 ・近くの公園に行き自然に触れたり、アスレチックなどで体を動かして遊ぶなど各学年に応じた活動が行われています。また、交通ルールや公共の場でのマナーを学ぶ良い機会となっています。 ・4、5歳児は地域の図書館に行き、お話を聞いたり好きな絵本を読んだりすることが定期的に行われています。また、地域のボランティアの読み聞かせが毎月あり、子どもの想像性が育まれています。 ・5歳児は佐倉草ぶえの丘で宿泊保育を実施しており、普段とは違う場で過ごす体験が自立心を育てる機会となっています。 		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話したい気持ちを大切にしながら、子ども同士のやり取りが難しい時には、子どもの思いをくみ取り、保育教諭が仲立ちをして相手に伝わるような橋渡しをするなど、子どもの様子を見ながら援助されています。 ・日々の活動を通して生活するにはルールがあることを知り守ることの大切さを学んでいます。 ・飼育当番、給食当番、出席報告など年齢に応じた当番活動に取り組み、必要性を理解し自主的に行動できるように援助しています。 ・季節に応じた様々な遊びを設定し、自分の好きな場所で遊ぶオープン保育では3、4、5歳児が交流しながら遊んだり、園外保育では一緒に出掛けるなど異年齢の交流が行われています。0、1、2歳児とは園庭で一緒に遊んだり、発表会の練習を見に行ったりする中で交流が行われています。 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に配慮を要する子どもについては特別支援教育の目的に沿って、安定して生活を送ることを大事に、子ども同士が認め合う中でともに育ちあえる関係づくりを大事にしています。 ・個別支援計画を立案し、個々の発達状況に応じた指導が行われています。 ・子どもの発達状況と支援については、職員会議で報告され情報が共有されています。 ・担当者は研修に参加し専門知識を深めています。 ・市のひまわり発達相談センター・あじさい療育センター等と連携がとれており、必要に応じて専門職の巡回や相談・アドバイスが受けられるシステムになっています。 ・保護者には降園時に日中の様子を伝え情報が共有されています。学期末には園長、担任、支援員が同席し発達状況を確認しながら個別支援計画を作成しています。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 <input type="checkbox"/>担当職員の研修が行われている。 <input type="checkbox"/>子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・長時間児の引継ぎは専用の連絡ノートに必要事項を記入し行われています。担任と会えない保護者には日々の活動などをホワイトボードを利用し伝えています。 ・園の教育・保育方針について理解を深めるために、担当職員の研修を今後実施されることが望まれます。 ・長時間保育は旧園舎で行われていますが、旧園舎をそのまま利用しており、まだ環境が整っていません。子どもがホッと落ち着いて過ごせるスペースなどの工夫が望まれます。 	
26	<p>家庭及び関係機関との連携が十分図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・0, 1, 2, 歳児は連絡帳を使用し日々の子どもの様子を伝えあい、3, 4, 5歳児クラスの短時間児の保護者には、降園時に担任から日々の活動の様子が伝えられています。長時間児の保護者にはホワイトボードや連絡帳を通して伝えられています。 ・懇談会年2回、保育参観年1回、個人面談年2回が行われ保護者と園の信頼し合える関係づくりに努めています。 ・幼・保・小の交流が計画され、子ども同士と一緒に遊んだり、職員は互いの指導を参観することで相互理解を深め、円滑な接続に向けた交流が行われています。 ・就学にあたっては、こども園児童指導要録を小学校に持参すると共に、園長・担任と1年担当教諭で申し送りが行われています。 	
27	<p>子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・看護師が年間保健計画を作成し、計画に基づいて内科健診、歯科検診、眼科検診、体位測定が行われています。個別台帳に記録され、各健診の結果は保護者に伝えられています。 ・朝の視診では連絡帳の確認も行い、個々の健康状態を把握されています。給食時や午睡時などを含め日に4回巡回し、きめ細かいフォローが行われています。 ・個々の家庭状況に応じた保護者の気持ちに寄り添った対応について信頼されていることが、保護者アンケートから読み取れます。 ・子どもの心身の状態には、常に気を配り気になる様子が見られる場合には、経過観察が行われています。 	
28	<p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・日中に発熱した場合には、看護師や担任が全身状態を確認し、必要に応じて保護者に連絡をとっています。また、ケガが発生した場合の応急手当の手順も含めて保健関係手引きに明記されています。 ・感染症の予防や発生した場合の対応については、感染症ガイドラインや習志野市の基本手順に沿って実施されています。 ・感染症が発生した場合には、発生状況を掲示し保護者に周知されています。 ・保健室が設置されており、保水液、保湿剤などが常備され看護師によって適切に管理されています。 	

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤食防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さずたべることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食指導計画が作成され、全体的な計画にも食育が組み込まれています。 ・ミニトマト、ピーマン、なすなどの夏野菜を栽培し、収穫した野菜は給食室で調理され給食に提供されています。自分たちが育てた野菜を食べることで苦手なものも食べてみようとする意欲が育っています。 ・栄養士が各クラスを回り、パネルシアターなどを利用して食育指導を行い、子どもと交流しています。 ・食物アレルギーがある子どもには、医師の指示のもとに除去食が提供されています。提供するにあたっては、専用トレーを用いて給食スタッフが運び担任と確認してから配膳されています。 ・楽しい雰囲気できしあがることが出来るように、一人ひとりの状態に応じて盛り付けの量を調節するなどの配慮がなされています。 		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前と午後、温度と湿度を測定し室内が適正に保たれるように配慮されています。 ・園舎内の衛生管理は手順に沿っておこなわれており、遊具の消毒も定期的に行われています。 ・室内外の清掃は職員が分担して行っており、清潔な環境が保たれています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育教諭における怪我の対応マニュアル」が整備され周知・徹底されています。 ・園内で発生したアクシデントについては職員会議で話し合い、原因を明確にし再発防止に努めています。 ・月1回安全点検簿により、危険箇所や設備、遊具等の安全点検が実施され、安全対策の共通理解がされています。 ・不審者対応訓練を実施されることが望まれます。 		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害想定把握」に、1地震発生状況、2東日本大震災について、3想定地震と条件等のマニュアルが整備され周知されています。 ・月1回の避難訓練は家庭、消防署(消防車も来園)との連携の下、実施されています。 ・0歳児は2階にクラスがあり災害発生時は事務員、調理員が駆けつけ0歳児を救出することを決めています。 ・安否確認方法はバステル等を活用し実施されています。 		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月に「みのりつくしこども園こどもセンターみのりっこ広場」が開設されました。 ・習志野市在住の0歳から未就園児の保護者が利用でき無料です。 ・立派な屋内広場で天気を気にせず、子どもと保護者が親子で遊べる子育て広場です。 ・食事コーナーがあり、ゆったりとしたスペースが用意されています。 ・保育士、看護師による育児相談や栄養士による離乳食などの食事相談にのっています。 ・月1回「みのりっこ広場」の情報誌が出されています。 		